

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

泉崎村物価高騰対応地域商品券事業

「泉崎村地域商品券」

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民の生活支援と地域経済の活性化を目的として、泉崎村内に事業所を置く商店等で期間を限定して使用できる泉崎村地域商品券（以下「地域商品券」という。）を給付します。

一人当たり15,000円分を給付
(例)5人家族の場合
15,000円分×5人=75,000円分



地域商品券イメージ

①給付対象者

令和8年4月1日現在、泉崎村住民基本台帳に登録されていた方全員
※4月下旬頃から各世帯へ『ゆうパック』で順次発送いたします。

②利用期間

令和8年5月1日(金)～令和8年9月30日(水)

③地域商品券

一人当たり15,000円分(1,000円券×15枚)の給付

④利用できないもの及び注意点

- (1) 国税、地方税、使用料等の租税公課
- (2) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払
- (5) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払するもの
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 公序良俗に反するものへのご利用
- (8) その他、特定事業者が指定するもの
- (9) 電子マネー等へのチャージ(アクセス型・ストアドバリュー型等)
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

注意1 お釣りは出ません。

注意2 商品券の販売・譲渡等は原則禁止です。

注意3 盗難、紛失、滅失による再発行は行いません。なお、これらの場合の責任は、村は一切負いません。

※取扱店については配付時に同封のリーフレットをご確認ください。

有効に
ご利用
ください。



●お問い合わせ先：泉崎村役場 総務課 TEL 53-2111